

■会議結果報告書■

会議名称	第8回札幌市子どもの権利委員会
日時・会場	平成25年5月20日（月）16：30～18：30 市役所本庁舎18階第一常任委員会会議室
出席委員	13人出席
次回開催	8月頃（未定）

議題	概要等
1 新委員の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市中学校長会事務局次長の変更に伴い、梅村委員に代わり、新たに猪股委員に対し、委嘱。
2 副委員長選任	<ul style="list-style-type: none"> 新しい副委員長に大江委員（札幌市小学校長会会長）が選任
3 議事 (1) 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成24年度取組状況の報告について	<p>○資料4に基づき事務局から説明 （意見交換・質疑応答）</p> <p>【子どもの権利】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1P、○5つ目、子どもが権利を濫用することがあった場合、正しく教えるということが趣旨であって、現在の表現は、権利の濫用を件数としてカウントしているようで違和感がある。 子どもの指標について、24年度が66.5%だが、目標値が60%と割合を減らすようにとられるが、なぜこのように設定したのか？ →21年度に行った無作為抽出の調査では48.3%と以降の値は、調査方法が異なるので、一概に比較できない。当初の目標値については、現状値を踏まえ、子どもの権利委員会でも検討いただいたうえで設定した。 目標値が60%というのは低い。次の委員会でも議論されると思うが、70%くらいが今後の課題ではないか。 新しい啓発資料は、いつ頃作成し、どこに配布し、そこでどれだけの数が持っていかれているか？ →3月末に7000部作成し、今月より区役所をはじめ公共機関などで配布している。どこでどれだけ持って行っているかまでは把握していない。 →委員：作成しても、手にとってもらえないと意味がない。 広報さっぽろを有意義に活用すべき。 小学4年生にパンフレットを配布とあるが、なぜ4年生なのか？ →条例ができた際には4～6年生全員に配布し、それ以降新しく4年生になる児童へ配布。 →委員：高校生は大人とみなされるかもしれないが、高校生用もあるとよい。 <p>【アシストセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回自己発意を行った戸籍のない子どもの事例について、地域でも関わることがあるので、何らかの報告があるとよい。 →救済委員：具体的な事例をどこまで報告できるかは、検討させていただきたい。 電話やEメールの受付時間や電話回線、相談の時間帯はどうなっているか？また、電話回線にアクセスしてもつながらないという苦情はないか？ →平日は朝10時から夜8時まで、電話回線は3本あり、時間帯にもよるが最低2名の相談員がいる。日曜日は休みだが、土曜日は対応している。相談の時間帯については、子どもは学校が終わった夕方の方の割合が高く、保護者は平均している。仮に回線が話し中でつながらない場合、メッセージが流れるようになっている。

	<p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研究推進校を増やしていく計画はあるか？ →研究推進校はあくまでモデル事業。ピアサポートはすぐに実効性があるものではないが、大切な取組であるため、市教委としては、こうした取組が各学校で行われるよう体制づくりをしたい。 ・子どもの権利についての教職員研修の参加者は全体の何%なのか？また、100%にする可能性はあるのか？ →全体で1万人くらいの教職員がおり、何%が参加したという数字は出ない。実際に各学校では、子どもの権利に関わることは道徳や学活などで行っているが、それを子どもの権利と結びつける意識化が大事。研修だけで対応するのは難しいので、各学校にDVDを配布し、校内研修で生かせるようにしている。 ・子どもの権利と憲法はかかわってくるが、憲法の学習はどのようになっているのか？ →小学4年生では、産業や歴史で日本の政治を学び、6年生で日本の政治の仕組みを学ぶ。中学校では、歴史的な分野で1年生でも学ぶが、2年生で学習し、3年生で公民の中で学習する。 →委員：憲法は国民が国家を縛るという基本的な全体構造に触れる機会があるとよい。 ・指導のあり方の研修について、小学校や特別支援から高校生まで一括して行うとなると、指導のレベルが変わると思うが、どのような内容なのか？ →グループに分かれた演習や、授業で実践を通して学ぶことができるよう、取り組んでいる。 →委員：それであれば、そうした機会を増やすべき。 ・教員全体の研修では、子どもの権利を扱っているのか？ →札幌教育研究協議会は校内研修を足場としているが、特に子どもの権利ということではない。 ・大通高校は定時制だが、なぜ研究推進校に選んだのか？同時に普通科でも行えば違う結果となるのではないか。 →大通高校での取組を今後、全日制の学校にも広がるよう、取り組んでいかなければならないと考えている。
<p>(2) 子どもの権利に関する施策の検証</p>	<p>○資料5に基づき事務局から説明 (意見交換・質疑応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の日事業について、24年度からは対象を子どもにしているが、これまでの大人向けの講演も大変よく、毎年とは言えないが、大人向けの講演も行った方がよいのではないか。 ・講演をただ行ってもすでに条例を知っている人が中心だと思う。広報紙のあまっているスペースなどを利用して、無意識のうちに関心と呼び掛ける取組が必要。 ・ロゴマークは子どもの権利推進課だけで使用しているのか？ →札幌市で作成する封筒や印刷物などに掲載している。 ・例えば、西区のちえりあで近所先生ということを行っているが、そこで学ぶ人は、地域や子どもに関わりたいたいと言う人が多く、ただ実際にはどう関わるのか分からないという声を聞く。サポーター養成講座などは、そうしたものも利用するとよいのではないか。 ・出前授業が増えるとよい。例えば、教えて！ファイヤーマン（消防局）があるが、あれくらいの活発さであるとよい。また、一つの顔が見えづらく、象徴的な「子どもの権利」といえばこれというようなものがあるとよい。「KenriBook」は自分の所にも送られてくるが、資料に対する説明があると印象に残るのではないか。 ・出前授業について、可能な範囲で市内の子ども全員が受けたことがあるという環境があるとよい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前授業の弁護士は何人が担当しているのか？ →アシストセンターの調査員と救済委員の弁護士にお願いした。 →委員：例えば、出前授業を増やす際に弁護士が必要ということであれば、協議させてもらえれば、弁護士会として協力できることがあると思う。 ・ 出前授業は市立だけか？また教職員研修も市立の教員が対象か？ →研修は、基本的には市立が対象だが、市民向けの講座もあり、その場合は、一般の方も対象。出前授業についても市立学校を対象とし、それとは別に一般の方を対象とした出前講座を実施している。 →委員：私立も含めていいのではないか。 ・ 「権利」という言葉が前面に出ていて抵抗が大きいのではないか。少し柔らかいイメージがあるとよい。 ・ 予算の関係はあると思うが、制度上、教育委員会から、各学校に対し子どもの権利の授業をやるよう指示は出せるのか？ →難しい面がある。「やってほしい」という言い方と「やりなさい」という言い方でも微妙な部分があり、一概に約束はできない。ただ、子どもの権利を含めたいろいろな教材の中から、各学校で子どもにしっかりと伝える機会を持ってもらいたいということには行いたいし、やらなければならないと考えている。 ・ 小学校の立場では、校長がその年度の学校運営方針を示す。子どもの権利という言葉自体は、小学生には伝わらないということがあると思うが、いじめや不登校、命の大切さ、お互いを尊重するということは、校長から各教員に伝えている。 ・ 一所管課だけで普及啓発を行うのは限界があるので、いろいろな団体や業界の力を借りるということを考える時期にきている。 ・ 地域の大人が理解する必要がある、地域との連携や啓発を今後の課題として検討する必要がある。
4 その他	<p>○事務局からの案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は8月を念頭に日程を調整する。 <p style="text-align: right;">以上</p>